

平成24年度弁理士試験論文式筆記試験問題

[不正競争防止法及び私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律]

(1) 通信機器 α を製造するメーカー X 社は、 α の製造方法 β について、以下の措置を講じている。

- ① α の製造に関わる従業員(研究者を含む)との間で秘密管理契約を結んでいた。
- ② 研究に関わる従業員については、退職後の秘密管理契約とともに、退職後2年間は他の通信機器製造業者に就職することを禁じた上で、退職後2年間は退職時の年俸の75%を支払うこととしていた。
- ③ α に関する情報を蓄積したコンピュータにアクセスする権限を一部の研究者に限る社内規定を定めている。アクセスは、研究室内に存在する施錠がされた金庫室内の端末から行うこととし、金庫室の入室には網膜認証を行い、アクセス記録を残すこととしていた。
- ④ α の製造に関わる研究室及び工場には、従業員はいかなる私物の持ち込みも持ち出しも認めない規則を作成し、それを実現するために、研究室及び工場の出入口にゲートを設け、私物の持ち込みと持ち出しをチェックする人員を配置し、身体検査を行っていた。

(2) X 社は、製造方法 β について、 Y 社とライセンス契約をした。

そのライセンス契約には、

- ① α の販売先は、北海道地区に存在する店舗のみであること
- ② α の部品は、 X 社から購入すること
- ③ Y 社は製造方法 β を営業秘密として管理するため、 X 社と同一の情報保護(①)①～④)を行うこと
- ④ Y 社における情報保護の状況を X 社に報告し、 X 社は情報保護の状況を確認するため、 Y 社への立入りが認められること
- ⑤ α の販売価格は、 X 社の販売価格と同じ 300,000 円とし、ライセンス料は1台当たり 100,000 円とすること
- ⑥ ライセンス契約の期間内は、他の通信機器を製造しないこと
- ⑦ ライセンス契約の期間内に、 Y 社が製造方法 β に関する技術開発をした場合には、その技術を無償で X 社にライセンスすることを内容とする条項が含まれていた。

このライセンス契約に関して、不正競争防止法及び私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律で、検討すべき点について述べよ。

【100点】